

森林内での活動における活動再開に関する基本的ガイドライン

令和2年6月14日

NPO法人 埼玉森林サポータークラブ

引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた取組みを進める必要があることから、森林内での活動（森林ボランティア活動）において活動再開を図る際の基本的なポイントをまとめました。

I 予防対策の徹底

- ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間）
 - ② 密集場所（多くの人々が密集している）
 - ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）
- という3条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています

1 森林内での活動の責任者等は、参加者等に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

- ① 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成。
- ② 体温測定と記録。（活動日の朝に、自宅で測定し、報告すること）
- ③ 以下のいずれかに該当する場合、森林内での活動を欠席。
 - ・発熱（37.5度以上）などの症状がある場合。
 - ・陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
- ④ 以下のいずれかに該当する場合には森林内での活動を欠席。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。
- ⑤ 活動の性格上、特に、休憩中や食事中、参加者間等の会話が多くなる傾向があると想定されることから、会話を極力少なくすることやマスクの着用などに配慮した行動を要請。

2 責任者等は森林内での活動に関連した次に掲げる感染予防策を行います。

- ① 参加者等が大人数とならないように少人数グループでの活動とするなど計画時点から配慮。
- ② 責任者等は、森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行う。
- ③ 林内では手洗いの機会が減少するので、責任者等は参加者等の手洗い用の水を準備するか、ウエットティッシュ等の配布、又は参加者等が各自で準備するよう徹底。
 - (ア) 休憩、昼食等をとる場合には、時間をずらす、できる限り2メートルを目安とした適切な距離を確保、また、対面での飲食や会話は避ける。
 - (イ) 参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや器具の共用することが想定されるプログラムは極力回避。
 - (ウ) 激しい呼吸による唾液の飛沫を防止するため、林内での森林整備（下刈り、植え付けなど）など参加者等が行う場合は、激しい運動は行わない。熱中症予防にも配慮。
 - (エ) 責任者等が森林での活動に関する説明等を行う場合は、拡声器等を使用し、参加者等が大声での会話を行わないことや密集しないように配慮。

3 会議の開催については、換気、人と人との間隔を適切にとること、アルコール消毒液の設置、「三つの密」を避けるための所要の感染防止策を行います。